

国際安全保障理事会決議六八八

(一九九二)

採択一九九一年四月五日(安保理第一九八二回会合)

安全保障理事会は、
国際連合憲章の下で、国際の平和と安全の維持についてのその
義務と責任を想起し、
国際連合憲章第7条7項を想起し、

国境に向けた国境を越える大量的難民の流出と国境侵犯は地
域の国際の平和と安全を脅かすものであり、これをもたらした最

近のクルド人居住地区を含むイラクの多くの地域におけるイラク
一般市民の抑圧に深刻な懸念を抱き、

これらの人々の深甚なる苦痛に深い憂慮の念を抱き、

トルコ代表及びフランス代表の一九九一年四月一日及び一九九

一年四月四日付けの国際連合あての書簡(S/23435及び

S/23442)に留意

イラン、イスラム共和国常駐代表からの一九九一年四月三日及
び四月付けの国際連合あての書簡(S/23436及びS/23

447)にも留意し、

すべての加盟国が、イラク及び同地域のすべての国の主権、領

土保全及び政治的独立の尊重を約していることを再確認し、

一九九一年三月二〇日の事務総長報告(S/23366)に留意して、

最近のクルド人居住地区を含むイラクの多くの地域における

一般市民の抑圧は、その帰結が同地域における国際の平和と安
全を脅かすものであり、これを非難する

二 地域の国際の平和と安全への脅威を除去するためイラクが直
ちにこうした抑圧を終止することを要求し、同じ意味において
イラクのすべての市民的及び政治的権利が尊重されるよう

三 公開の対話を行わることを希望する。

イラクに対し、イラクのすべての地域で援助を必要としてい

るすべての人に国際人道組織が直ちに接触することを認め、そ
の活動に必要なあらゆる便宜をはかることを求める。

四 事務総長に対し、イラクにおける人道的努力を避け、かつ、
必要な場合には同地域へ更に使節を派遣して、イラク当局に
による抑圧に苦しむイラクの一般市民特にクルド人の窮状につい
て報告するよう要請する。

五 さらには事務総長に対し、国際連合の関係諸機関のものを含む
可能な一切の手段を用いてイラクの難民及び流民の切迫した必
要に緊急に対処するよう要請する。

六 すべての加盟国と人道組織に対し、これらの人道救援活動に
寄与するよう訴える。

七 イラクがこれらの目的のため事務総長に協力するよう要求す
る。

八 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

